省　令

○厚生労働省令第七十七号

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第一項の規定に基づき、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月三日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三十月」を「四十八月」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第二十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項９中「都市安全確保計画策定事業」を「都市再生安全確保計画策定事業」に改め、同項中13を14とし、12を13とし、11を12とし、10の次に次のように加える。

11　少子高齢化・環境対応等復興モデル事業に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十五年五月十六日から施行する。